

政策会議 議事概要

1. 審議日時：令和5年12月22日（金） 14時30分～14時50分
2. 場 所：第1会議室
3. 事 案 名：旧金杉台中学校の跡地活用について
4. 出 席 者：市長、西水副市長、杉田副市長、健康福祉局長、建設局長、市長公室長、総務部長、秘書課長
＜所管部局＞企画財政部長、行政経営課長、同課課長補佐
生涯学習部長、文化課長、同課課長補佐、
埋蔵文化財調査事務所長
学校教育部長、学務課長、同課課長補佐、
市立船橋高等学校事務長
＜事務局＞政策企画課長、同課課長補佐

5. 審議概要：

(1) 事案の論点

旧金杉台中学校の跡地について、以下のとおり活用することを決定する。

1. 校舎について、「(仮称)埋蔵文化財調査研究センター」として活用する。
2. 武道室について、「御滝中学校」の部活動の場として活用する。
3. グラウンドについて、「市立船橋高等学校」の部活動の場として活用する。
4. 体育館について、解体し駐車場として整備する。

(2) 説明概要

- 令和5年3月31日付で廃止した金杉台中学校の跡地は、現在、グラウンド及び武道室については、御滝中学校の部活動の場及び学校開放事業で暫定利用をしている。
- 校舎及び体育館は普通財産として、事務委任により教育委員会が管理を行っている。
- 今現在校舎等を解体した場合、補助金の国庫返納等の費用がかかる。また、校舎等を維持するだけでも管理の費用がかかるため、既存施設の有効活用が効果的である。施設の行政需要について、庁内照会を行い、活用案それぞれの必要性を整理した。
- 校舎を「(仮称)埋蔵文化財調査研究センター」として活用することで、分散保管されている考古資料（出土文化財）の集約化により文化財調査業務及び研究の効率化並びに文化財の活用が見込める。また、集約後の旧保管場所の有効活用が図れる。

- 校舎の活用に当たっては、用途変更に伴う法令適合に必要な改修を行うとともに、旧金杉台中学校の記念品保管庫の設置を検討している。
- 武道室については、御滝中学校が引き続き部活動の場として活用し、学校開放事業も継続する。
- グラウンドについては、市立船橋高等学校が部活動の場として活用するため、土日での学校開放事業は行わない。
- 体育館については、安全上の対策不足があることから解体し、駐車場を整備することで、(仮称)埋蔵文化財調査研究センターの利用者や市立船橋高等学校の関係者等が利用できる。

(3) 質疑・意見等

- 金杉台中学校の教室は、全て(仮称)埋蔵文化財調査研究センターで使うのか。
(回答)校舎部分は基本的に(仮称)埋蔵文化財調査研究センターとして使用する予定である。
- 埋蔵文化財調査事務所は、完全移転するのか。
(回答)その通りである。
- 豊富第2収蔵庫は文化財が運び出されるだけでそのまま残るのか。
(回答)土器等以外にも民具等があり、引き続き郷土資料館の収蔵庫として活用していく。
- 文化課市場小分室と文化課取掛西貝塚分室はどうなるのか。
(回答)文化課市場小分室は試掘を行う拠点や資料の電子データ化の作業場所として継続して使用していきたい。
文化課取掛西貝塚分室は地元の見学会の拠点や説明会の会場として使用したい。
- 小・中学校の一時的余裕教室を使用して保管している資料は全てなくなるのか。
(回答)考古資料(出土文化財)は全てなくなる。

(4) 審議結果

提案通り了承する。